

夜間帯保育事業実施要綱

令和元年9月1日

31福保子保第2012号

1 目的

本要綱は、多様化する保護者の働き方や保育ニーズに対応するため、夜間帯の保育及び休日の保育に取り組む認証保育所及び認証化移行施設を支援することで、保護者及び児童に、安心して利用できる夜間帯の保育及び休日の保育を提供することを目的とする。

2 本事業を実施する認証保育所及び認証化移行施設の名称

本事業を実施する認証保育所及び認証化移行施設を「T o k y o あんしん夜間保育所」という。

3 用語の定義

本要綱に定める用語の定義は、次に定めるところによる。

(1) 認証保育所

東京都認証保育所事業実施要綱（平成13年5月7日付12福子推第1157号。以下「認証保育所実施要綱」という。）2（1）に規定する認証保育所をいう。

(2) 認証化移行施設

東京都認証化移行支援事業実施要綱（平成30年10月30日付30福保子保第443号。以下「認証化移行実施要綱」という。）2（1）に規定する認可外保育施設をいう。

(3) 夜間帯

午後10時から翌日午前7時までの時間帯をいう。

(4) 休日

日曜日及び休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（12月29日から翌年の1月3日までの日（元日を除く。））をいう。

4 実施主体

本事業の実施主体は、区市町村とする。

5 事業内容

本事業は、夜間帯及び休日に保育を行う認証保育所及び認証化移行施設に対し、運営費及び備品等購入に要する費用の一部を補助するものである。

6 実施要件

(1) 対象児童

認証保育所実施要綱3（1）イ及び3（2）イ、認証化移行実施要綱5（1）並びに東京都一時

預かり事業・定期利用保育事業実施要綱（平成7年10月23日付7福子推第276号。以下「一時預かり事業・定期利用保育事業実施要綱」という。）第3の1（1）及び2（1）に定める補助対象児童のうち、区市町村が夜間帯保育が必要と認める児童とする。

（2）対象施設

夜間帯の保育を実施する認証保育所及び認証化移行施設とする。

（3）定員

本事業の対象児童は、認証保育所実施要綱2（3）及び認証化移行実施要綱5（2）アに定める認証化移行計画における定員に含まない。

（4）開所時間

夜間帯のうち、午後10時から午後12時までの間は開所すること。

（5）保育料等上限額

認証保育所実施要綱4及び一時預かり事業・定期利用保育事業実施要綱第5の2に定める保護者負担額の上限額とする。

（6）常勤職員

認証保育所実施要綱2（2）に定める常勤職員について、日付が変わる前後で12時間以上継続して勤務した場合は、2日間に渡り、1日の勤務時間が6時間以上であるとみなすことができる。

（7）実施の届出等

区市町村は、本事業を実施しようとする事業者に、原則として事業実施の20日前までに夜間帯保育事業実施届（第1号様式）を提出させなければならない。

区市町村は、事業者から提出のあった実施届について、本要綱の規定と照合し内容を確認した上で、知事に提出すること。

（8）掲示

都は、（7）により実施届を受理した場合は、区市町村を通じ、事業者へ「Tokyoあんしん夜間保育所」のロゴを記載したプレートを配付する。事業者は、これを施設の入口等、利用者等が確認できる場所に掲示すること。

7 留意事項

本事業の実施に当たっては、保護者及び児童が安心して利用できるよう、別に夜間帯の保育の実施に関して留意すべき事項を定める。各事業者は、この留意事項において規定される事項を踏まえ、安全・安心な夜間帯の保育の提供に努めること。

8 費用

本要綱に基づく事業につき、実施主体である区市町村が要した費用については、東京都は別に定める基準に基づき、予算の範囲内において補助する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。